

大環第120号
水環第85号
不第44号
平成17年7月12日

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜
くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク } 様

岐阜県健康福祉環境部大気環境室長

岐阜県健康福祉環境部水環境室長

岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室長

フェロシルト撤去についての要望書について（回答）

平成17年6月22日付けでご要望のありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 今後、新たにフェロシルトの情報が確認された場合には、すみやかに調査を行っていくとともに、この問題の全容解明に向けて努力します。
- 2 フェロシルト造成地等の環境調査については、以下のとおりとします。
 - (1) 造成地等における事前調査
撤去作業前にフェロシルトの埋立範囲を確定するための調査をフェロシルト製造業者に実施させます。
 - (2) 放射線、土壌、水質調査
撤去作業中、撤去作業後に、放射線、土壌、水質調査を周辺部も含めて、調査箇所
の安全性が確認されるまで実施します。
 - (3) 分析を依頼する検査機関
土壌、水質調査の分析は、計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量
証明事業の資格を持つ検査機関が実施します。
- 3 環境調査については、現在も結果が判明次第すみやかに公表しており、今後も同様に
実施します。また、撤去作業の現場視察については、当該土地の地権者など関係者の了
解を得て実施していただくようお願いいたします。